

都市計画法に基づく

開発行為に関する技術基準

平成 20 年 4 月制定
平成 21 年 4 月改正
平成 25 年 10 月改正

甲 賀 市

「開発行為に関する技術基準」の位置づけ

行政手続法（平成5年法律第88号）

（審査基準）

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

甲賀市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき申請された開発行為の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めています。

次の2つの基準は、行政手続法に基づく審査基準としています。

1. 都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準
2. 都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準

本冊子は、上記2. であり、主に都市計画法第33条の開発許可の基準（いわゆる技術基準）に関する内容を具体的に記載したものです。

なお、この技術基準において特に定めのないものについては、次の図書等を参考としてください。

□宅地造成等規制法施行令及び都市計画法施行令の改正等について（技術的助言）

（平成19年3月28日 国土交通省都市・地域整備局長発都道府県知事等あて文書）

□宅地防災マニュアルの解説（編集：宅地防災研究会、発行：株式会社ぎょうせい）